令和　　年　　月　　日

**租税条約で村県民税を直接対象としていない外国政府職員、教授、留学生等に係る**

**令和　　年度の村県民税免除に関する届出書**

粟　国　　村　長　様

　昭和40年6月10日自治府第62号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。

　所得税については、日本国と　　　　　　　　　との間の租税条約第　　　条第　　項により、租税条約に関する届出書を令和　　　年　　　月　　　日に税務署に提出して免除を受けています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 生年月日 | （　　　歳） |
| 住所 |  | 入国年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　日 |
| 国籍 |  | 在留資格 | 教授等(教育関係)・留学・特定活動・研修・その他（　　　　　） |
| 在留期間 | 　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 入国前の住所 |  |
| 在籍する学校、訓練を受ける事業所等 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 支払者 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 支払方法 | 　　現　金　　・　　振　込　　・　　その他　(　　　　　) |
| 所得の種類 |  | 所得金額 |  |
| 納税管理人※届出している場合 | 住所 |  |
| 氏名 |  |

**※添付書類**

・源泉徴収義務者が税務署長へ提出した租税条約に関する届出書（税務署の受付印があるもの）

・在学証明書（留学生の場合）

・事業等の修習者であることを証する書類（事業等の修習者である場合）

・交付金等の受領者であることを証する書類（交付金等の受領者である場合）

・雇用契約等の契約書（雇用契約等を締結している場合）

※注意事項

・提出期限は、毎年3月20日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）

・期限後の免除は受けられません。また、届出書は毎年提出していただく必要があり、提出のなかった年は免除を受けられません。